



## 人間ドック健診の補助と はり・きゅう券の交付を行います

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

### 人間ドック健診

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人を対象に、町を通して人間ドックを申し込むと、町が一律2万5千円を補助します。

この機会に人間ドックを受けて、自分の健康状態を確認しませんか。

#### ■受診機関

・日本赤十字社熊本健康管理センター

・済生会熊本病院予防医療センター

・熊本県総合保健センター

#### ■健診コース

標準コース、消化器コースなど20コース程度を準備しています(コースで個人負担額が異なります)。

#### ■申込書

① 国民健康保険被保険者

3月末頃に送付された新年度の被保険者証に同封されています。

② 後期高齢者医療被保険者

3月中旬頃に送付された集団健診の案内に同封されています。健康・保険課と西部支所にある申込書に記入して提出することもできます。

■ 申込期限 6月1日(月)

※健診コースによっては定員になり次第受け付けを終了します。早めに申し込んでください。

#### はり・きゅう券

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人と、はり・きゅう療養費の支給を受けていない人は、はり・きゅう券の交付申請をすると、一回の施術につき千円を町が負担します。

#### ■交付枚数

・国民健康保険加入者

一世帯につき年間60枚まで

・後期高齢者医療加入者

一人につき年間30枚まで

#### ■申請場所

健康・保険課または西部支所

#### ■持参物

印鑑と保険証

■ はり・きゅう券が利用できる施術所

・渡辺はり・マッサージ(津久礼)

☎(232)4883

・緒方鍼灸あんま治療院(辛川)

☎(232)2166



## 避難支援をするために名簿情報提供の 同意の確認をしています

福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913  
介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

名簿情報の提供に同意する対象者には、町作成の「避難行動要支援者名簿」を地域へ提供し、避難の支援や安否確認を行います。

#### ■避難行動要支援者名簿とは

名簿には氏名や生年月日、住所などを載せています。名簿情報を地域の民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会へ提供し、できる限りの避難支援や安否確認をお願いします。

名簿の情報提供には本人の同意が必要のため、確認を進めています。

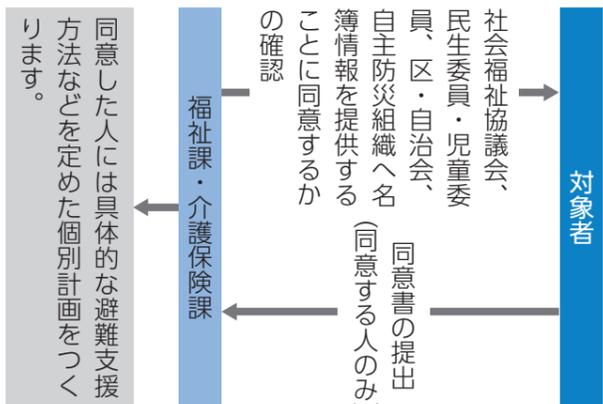
※65歳以上で一人暮らしの人や75歳以上の人だけの世帯の人には、地域の民生委員・児童委員にも同意の確認の協力をお願いします。

#### ■対象者

災害時、自分で安全な場所に避難することが難しい人です。

- 1 65歳以上の一人暮らしの人
- 2 75歳以上のみの世帯の人
- 3 要介護3～5の認定者
- 4 認知症や体力に衰えのある高齢者
- 5 肢体不自由・視覚・聴覚1～2級の人

- 6 療育手帳A・Bを持つ人
- 7 精神障がいのある人(1～2級)
- 8 内部障がいのある人(心臓・腎臓・呼吸器機能障害)
- 9 難病患者
- 10 本人が希望し、町が避難行動要支援者と認める人



## 安心して医療を受けるための「お医者さんのかかり方」

時間外の受診が増えて重症な患者の治療に支障をきたしています。みんなが安心して医療を受けられるように「適正な受診」について考えてみませんか。

### ① 分かりやすく説明してくれる「かかりつけ医」

患者の話をよく聞いて、病気や治療の方法、薬などについて分かりやすく説明してくれる「かかりつけ医」を身近に見つけましょう。気になることがあったら、早めに相談してください。

### ② 時間外・深夜・休日の診療は医療費も高くなります

体調がすぐれない場合は、軽い症状でも昼間の診療時間内に受診しましょう。休日や夜間の受診は、重症の患者の対応が遅れてしまうだけでなく、医療費も高くなります。

### ③ 重複受診は体に悪い影響を与える心配も

同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、検査・処置・注射・薬などを初めから行うことになり、体に悪い影響を与える心配もあります。

### ④ ジェネリック医薬品をお勧めします

最初に作られた薬と同等の効能・効果を持ち、費用も安く済む薬を「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」といいます。希望する場合は医療機関や薬局に相談しましょう。

### ⑤ おくすり手帳の活用で安心

複数の薬を使う場合は、飲み合わせで副作用が強くなることもあります。おくすり手帳は薬の名前・量・日数・使用法などを記録する健康づくりの力強い味方。おくすり手帳を活用し、処方されている薬を医師や薬剤師に伝えると的確な治療の助けとなります。

#### ■問い合わせ

健康・保険課  
国民健康保険係  
☎(232)4912



## 軽自動車税の税額が引き上げられます

軽自動車税は毎年4月1日時点で軽自動車を所有している人に課税されます。税制改正で平成27年4月1日以降に登録した三輪・四輪乗用・四輪貨物用の軽自動車税の税額が引き上げられます。

### 三輪・四輪乗用・四輪貨物用

次の表のとおり税額が引き上げられます。

車種		改正前(ア)	改正後(イ)
		平成27年3月31日以前の登録車の税額	平成27年4月1日以降の登録車の税額
三輪		3,100円	3,900円
四輪	乗用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	貨物用	自家用	4,000円
		営業用	3,000円

### 平成27年度の軽自動車税

- 1 平成27年3月31日以前登録の三輪・四輪乗用・四輪貨物用  
→税額の変更はありません(ア)。
  - 2 平成27年4月1日登録の三輪・四輪乗用・四輪貨物用  
→税額が引き上げられます(イ)。
  - 3 平成27年4月2日以降登録の軽自動車  
→平成27年度の課税はありません。
  - 4 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車  
→税額の変更はありません。
- ※5月上旬ごろ納付書をお送りします。

■問い合わせ  
税務課 住民税係  
☎(232)4911

軽自動車税の  
納期限は  
6月1日(月)です

